

# 電線及び管の貫通部に関する事項

## 改正要領

鋼船規則検査要領 H 編及び R 編  
船用材料・機器等の承認及び認定要領

## 改正理由

本会では、隔壁や甲板を貫通する電線貫通部の構造は、当該隔壁や甲板の強度、水密性及び気密性を損うおそれのないものとする旨、鋼船規則 H 編において規定している。

また、そうした電線貫通部の水密性の確認の方法を鋼船規則検査要領 H 編に例示しているほか、本会による水密性の認定の具体的な手順を、船用材料・機器等の承認及び認定要領において定めている。

加えて、電線と管いずれの貫通部にも対応する製品が流通していることや、貫通部の気密性の認定取得の要望を踏まえ、電線貫通部の気密性及び隔壁や甲板を貫通する管の貫通部の水密性・気密性についても、同様に本会による認定を可能とすべく、その具体的な手順を、新たに船用材料・機器等の承認及び認定要領に追加した。

さらに、A 級及び B 級の防火壁及び甲板に設けられる電線貫通部の取り扱いについて、鋼船規則の総合見直しにより、国内規則との整合のさらなる明確化を図るべく、規則文言を修正した。

## 改正内容

- (1) 電線貫通部の気密性の認定試験の方法及びその合格基準を船用材料・機器等の承認及び認定要領に規定した。
- (2) 管の貫通部の水密性及び気密性の認定試験の方法及びその合格基準を船用材料・機器等の承認及び認定要領に規定した。
- (3) 鋼船規則検査要領 H 編 2 章及び鋼船規則検査要領 R 編附属書 R9.3.1 の A 級及び B 級の防火壁及び甲板に設けられる電線貫通部の要件を改めた。

## 改正条項

鋼船規則検査要領 H 編 H2.9.15

鋼船規則検査要領 R 編 附属書 R9.3.1 1.1.1, 2.3.1, 2.3.2

船用材料・機器等の承認及び認定要領 第 4 編 1.1.1, 1.3.2, 1.3.3, 1.4.3, 1.6.1, 1.7.1, 1.13.3